

第10章

町の復興に向けた取組

アンケートから見る住民意向

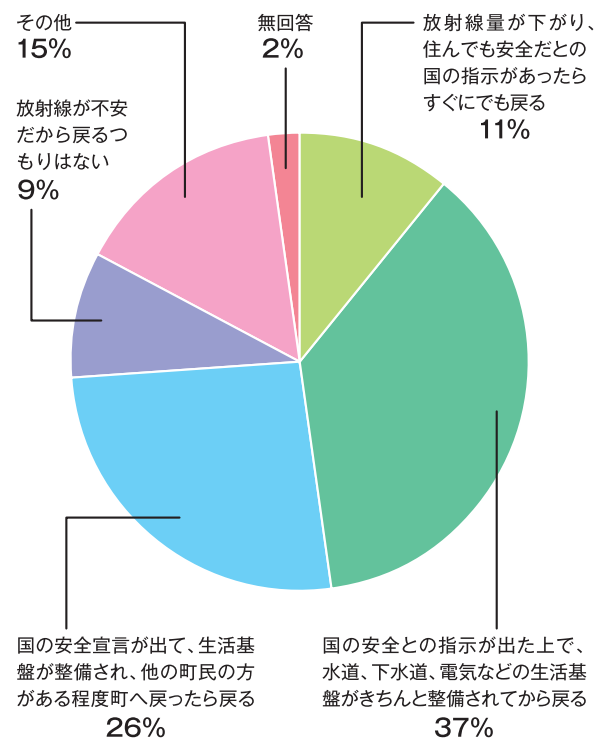
大熊町における第1回目の町民アンケート（住民意向調査）は震災から約3か月後の2011（平成23）年6月、町により実施された。この調査は連絡先が判明している世帯に調査票を送り、コピーするなどして世帯内の複数の個人の回答を可とし、配布数4,500世帯に対し3,419人の回答があった。

この時点で、帰町に関して「放射線量が下がり、住んでも安全だと国の指示があったらすぐにでも戻る」と答えた人は11%にとどまった。一方、国の指示を前提に「水道、下水道、電気などの生活基盤がきちんと整備されてから戻る」が37%、「生活基盤が整備され、他の町民がある程度町へ戻ったら戻る」が26%で、インフラ・利便性を求める声が高かった。「放射線が不安だから戻らざるもりはない」と回答した人は9%。帰町まで待てる期間は「1年から2年以内」が最も多い42%、「3年～5年以内」が次いで20%、「半年以内」とした人は9%で、多くの人が数年単位の避難生活を覚悟していることがうかがえる。町へ戻りたい理由については「先祖代々の土地や家、お墓があるため」（18%）、「暮らしてきた町なので愛着があるため」（22%）、「地域の人たちと一緒に復興していきたいため」（13%）、「町での生活が気に入っているため」（14%）といった郷土愛に基づく理由を挙げる住民が多かった。

町の第一次復興計画が策定された平成24年9月に実施した第3回のアンケート（対象5,378世帯、回答率63.7%）以降は、復興庁との合同調査に切り替わった。帰還について「現時点では戻りたいと考えている」が11%、「判断がつかない」が41.9%、「戻らないと決めている」が45.6%だった。男性は年齢が高いほど「戻りたい」という回答が高く、女性も70代以上の16.9%が「戻りたい」と答えており、高齢者ほど町への愛着が強くなる傾向がみられた。

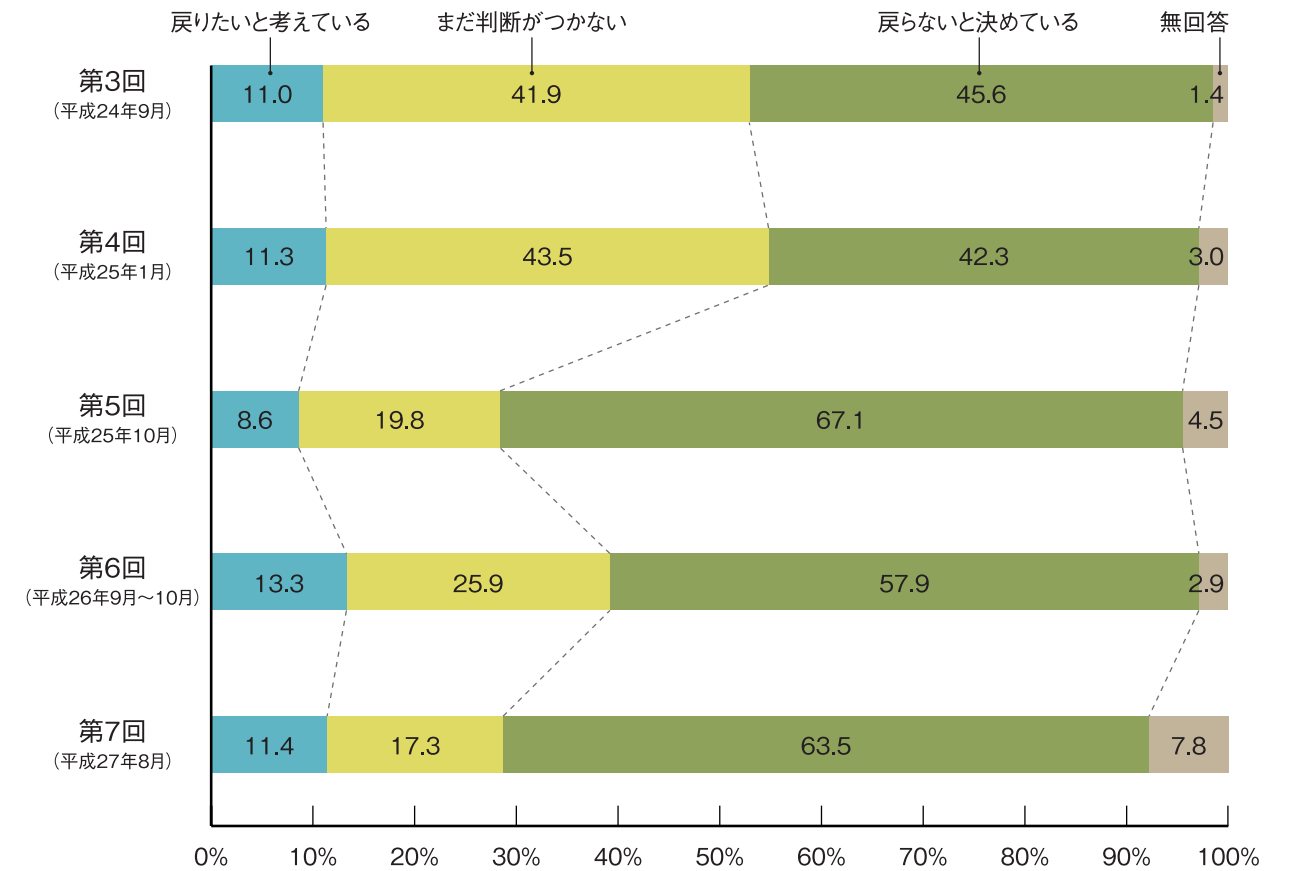
このうち「判断がつかない」という回答者に「帰還を判断する上で必要と思う情報は何か」と質

■ 大熊町への帰還意向（町民アンケート第1回）



「大熊町復興計画町民アンケート調査票」集計票より

■ 大熊町への帰還意向（町民アンケート第3回から第7回までの推移）



問したところ、複数回答可の設問に対し「道路、鉄道、学校、病院など社会基盤（インフラ）の復旧時期の目途」（79.7%）、「放射線量低下の目途」（78.9%）が僅差で並び高い割合を示した。以下、「受領する賠償額の確定」が59.6%、「中間貯蔵施設の情報」が54.9%、「どの程度の住民が戻るかの情報」が50.7%と並び、性別・年代別に見ても上位2項目は変わらないという結果だった。一方、「戻らないと決めている」と答えた人の多くが、原子力発電所の将来性と放射線への不安を理由としている。具体的には、「放射線量に対する不安があるから」（80.8%）、「原子力発電所の安全性に不安があるから」（70.2%）が最も高く、続いて「家が汚損、劣化し、住める状況にないから」（67.6%）、「生活に必要な商業施設などが元に戻りそうにもないから」（62.6%）。これは、性別・年代別に見ても全く同じ順位であった。

第6回住民アンケート（平成26年9～10月、5,353世帯、回答率52.8%）では、帰町の意向に加え、改めて帰町の時期や住居形態、必要な支援など具体的な希望について調査している。放射線量の低下や町が示す復興計画への期待感から「戻りたいと考えている（将来的な希望も含む）」は13.3%に増加。「まだ判断がつかない」も25.9%と増え、「戻らないと決めている」が57.9%と減少。また、「判断がつかない」という回答者を対象にした「帰還を判断する上で必要な情報は何か」という質問（複数回答可）には「道路、鉄道、学校、病院など社会基盤（インフラ）の復旧時期の目途」（69.8%）、「放射線量低下の目途、除染成果の状況」（57.2%）、「原子力発電所の安全性に関する情報」（45.2%）という結果となった。

第7回住民アンケート（平成27年8月、5,331世帯、回答率50%）では「戻りたいと考えている

証言 テレビ見て「原発爆発してる」って言ったら、夫は「あんな1mもあるコンクリートのどこが爆発するんだ」って信じなかった。「テレビ見て」って見せたら、今度は唖然としてそこから動かなくなった。（町民女性、一次避難所で平成23年3月13日未明）

(自宅以外への大熊町内への帰還や、将来的な希望も含む)」との回答は11.4%とやや減少。「まだ判断がつかない」も17.3%と減少、「戻らないと決めている(戻らないと考えている)」が63.5%と増えた。震災から5年目に入り、避難先での生活再建が進んだ結果ともいえる。一方で、「帰還の判断がまだつかない」「戻らないと決めている」と回答した住民の中の60.8%が「大熊町とのつながりを保ちたい」と答えている。

東京電力福島第一原子力発電所の現状

福島第一原発について、国は平成23年12月、廃炉に向けた「中長期ロードマップ」を発表した。その後、改訂を加えながら、原発解体までの道筋を第1～3期に分けて示している。1期は1～4号機のいずれかの使用済燃料プールから燃料の取り出し開始まで、2期は1～4号機のいずれかから燃料デブリの取り出し開始まで、3期は解体終了まで。3期終了までの目標は平成23年12月から30～40年後と設定された。1期は平成25年11月に4号機の使用済み燃料プールからの燃料取り出しが始まったことにより完了。平成29年3月現在、第2期の半ばにある。

現状では、震災時運転中だった1～3号機で溶融した燃料デブリは建屋内に注水を続けることで冷温停止状態を維持している。ただし、冷却のために注水した水や原子炉建屋の損傷箇所から流れ込んだ地下水が放射性物質を含んだ「汚染水」となり、平成29年2月時点で1日約150～200tのペー

スで増え続けている。汚染水は貯水タンクに入れられ敷地内に保管されているが、敷地には限りがあり、タンクからの漏水も相次いだ。現在はこの汚染水から放射性物質を「取り除く」、汚染源である原子炉建屋に地下水を「近づけない」、汚染水を外部に「漏らさない」を対策の基本方針とし、除去装置による汚染水の浄化や、地下水を建屋流入前にくみ上げ、放射性物質の検査をした上で海へ放出する「地下水バイパス」、建屋への流入をブロックする「凍土壁」の建設などを進めた。

使用済燃料プールについては、最も多い1,533体を保管していた4号機からの燃料取り出しが平成26年12月22日に完了し、1～3号機の燃料についても取り出し準備に入っている。燃料デブリの取り出しに向けては、平成27年4月、内部の状況調査のため1号機の格納容器内部にロボットを投入。平成29年2月には燃料の位置や形状を探るため、2号機の格納容器にもロボットを入れ内部調査に乗り出したが、高い放射線量や内部のがれきなどに阻まれ、ロボットが炉内で停止し、燃料デブリは確認できなかった。

一連の廃炉作業の中で懸念されるのが、放射性物質の飛散である。町は平成27年11月、町内2か所に気温、風速、風向き、感雨を計測できる気象計を設置。平成29年2月にはダストモニターも町内に整備した。いずれも廃炉作業からの粉じんに加え、万が一、放射性物質の飛散が確認された場合、町内で活動する人や帰町が実現した場合の住民の避難誘導に活用する。

なお平成29年3月現在、廃炉が完了した後、解体した原子炉や作業で出た放射性物質を含むがれきなどの処分方法は決まっていない。町は国に対し、県外での最終処分を要望している。

大熊町内の管理・維持

震災から3か月後の平成23年6月、町は福島第一原発の半径3km圏内を除き、希望する町民の自宅屋根にブルーシートをかける応急的な補修を開始した。震災翌日、地震による損壊を修理できないまま避難せざるをえず、風雨が建物に及ぼす影響を心配する町民の要望に応えたものだ。地震被災からの応急処置の名目が強かったが、その後の避難指示区域の設定などで立ち入りが厳しく制限された帰還困難区域では家屋の修繕に着手できない状況が続いており、現在も同事業は継続している。平成28年度は105件の申請を受けている。

環境省による自宅の片付けゴミの回収は、平成24年12月の避難指示区域再編後、居住制限区域と避難指示解除準備区域の除染が終了したところから開始された。帰還困難区域でも、ネズミなど害獣・害虫被害が顕著になった震災4年目ごろから、ゴミ回収の要望は強まり、環境省は平成28年3月から回収を開始。90ℓポリ袋に入る可燃ゴミ、不燃ゴミに限り、地域のゴミ集積所に置いておけば業者が回収する。これによりようやく、一時帰宅の際に自宅の不要なもの、汚れたものを片付けることができるようになった。回収されたゴミは町外に持ち出されることなく、町内の仮置き場に保管されている。平成28年11月15日からは、火災などの懸念材料だった自宅に残されたままの灯油や石油類、塗料などの回収も始まった。

農地の保全に関しては、平成26年8月、帰還困難区域を除く地域(大川原地区、中屋敷地区)の水田を管理する農業復興組合が発足し、水田に限り草刈りを年に2度、耕起を年3度実施。イノシシに穴を掘られでこぼこになった水田は、機械を入れられず、草刈りも耕起も通常と比べはるかに手間がかかるが、水田の保全を続けることで農家の営農への希望をつなぐほか、復興の拠点にもなっ

福島第一原発 原子炉の状況(1～4号機)



「中長期ロードマップ進捗状況2017年2月23日公表分」より抜粋

福島第一原発 モニタリングポスト設置位置



東京電力(株)HPより

発電所敷地境界モニタリングポスト測定結果

【平成29年3月1日12時現在】

測定箇所	測定結果 (μSv/h)
MP-1	1.058
MP-2	1.756
MP-3	1.179
MP-4	2.069
MP-5	1.438
MP-6	0.556
MP-7	1.022
MP-8	0.950

※風向き：東南東 風速：3.3 感雨：無
 ※風速0.5m/s未満の場合「CALM」(静穏)、風向を「-」と表記
 ※平成22年12月 月間平均値 33～42nGy/h (およそ0.03～0.04μSv/h)

福島県原子力発電所安全確保技術連絡会 原子力発電所周辺環境放射能測定結果の評価結果より

証言 避難所でゴミ箱があふれているのを町民の女性2人が片付け始めた。それまでは田村市の職員が片付けてくれていた。それを2人が掃除し始めて、それでみんな動き出した。すると受け入れ自治体職員との関係も良くなってきた。その2人には本当に助けられたと思っている。(女性職員、一次避難所で)

ている大川原地区周辺の景観を守る役割も担っている。

防犯上の課題も深刻だ。無人になった町では避難直後から空き巣被害が多発した。平成23年6月初旬、初めての一時帰宅で何者かが家屋に侵入した跡を見つけた町民は少ない。双葉警察署の調べでは、町内の犯罪認知件数は平成22年に67件（うち住居侵入等8件）だったが、平成23年は225件（同183件）に激増。平成24年は74件（同62件）、平成25年130件（同100件）、平成26年24件（同11件）、平成27年138件（同123件、※この年は余罪の判明により認知件数が大幅に増加）となっている。無人となった町で侵入被害の多さは震災前と比べて顕著になっている。地震の揺れで室内が散らかったままで避難した家では、窃盗被害に気づかないケース、また侵入被害に気づいても窃盗の被害品が特定できずに届け出に至っていないケースもあり、警察による認知件数は被害の一部ではない。



警戒区域内の窃盗被害を報じる新聞記事（福島民報社提供）



大熊町見回り隊が防犯パトロールを開始

平成24年12月10日、区域再編により日中の立ち入りが自由になった居住制限区域と避難指示解除準備区域では、町民による防犯パトロールが始まった。住民以外の出入りを警戒する声が上がったことを受けたもので、3班24時間体制で区域内を巡回している。また、平成25年4月に町内の坂下ダム管理事務所に設置された町現地連絡事務所も町内の維持管理の一翼を担ってきた。居住制限区域にある連絡事務所には役場職員OBを中心に臨時職員6人がシフトを組み、年末年始以外は毎日出勤している。日常的に帰還困難区域に入り、火災に備えた水路の管理と防犯パトロールを実施。震災前は町民憩いの場であったダム周辺の環境整備にも取り組んでいる。

また、町内への立入ゲート等に車両ナンバー認証システム36台、町内主要交差点等に40台の防犯カメラを設置した。電気や通信回線が不十分な場所でも町内の監視ができるよう、町内3か所に自立型の監視カメラも設置している。平成28年5月からは、帰還困難区域内でも日中のパトロールを実施。さらに、町による道路パトロールも始まり、定期的に道路やのり面、水路などの状況を点検。危険な状況が確認されたら応急処置を施し、一時帰宅した町民たちが安全に通行できる環境を維持している。

第一次復興計画→第二次復興計画

平成23年10月、町は復興計画の基礎となる復興構想をまとめた。これを具現化するために町は復興計画検討委員会を立ち上げ、平成24年9月、「第一次大熊町復興計画」を策定した。

第一次復興計画は、策定から概ね5年後の町のあり方を記したもので、前提として「町として5

年間は帰町しない」と避難後初めて期間を示して避難継続を明記した。当時、避難指示区域の再編を控え、賠償、除染の方針が徐々に明らかになってくるなど、町を取り巻く環境は流動的ながら変化しようとしていた。計画は、5年間は避難先での生活になることを踏まえ、短期的、中期的に取り組むべき課題を整理している。

まず、直近の課題を反映した短期的取組としては①財物賠償の確保 ②安心して暮らせる住居環境の確保 ③安心して学べる教育環境の確保 ④効率的な除染の実施 ⑤町民ニーズに根ざした計画の策定——を挙げた。この時点では、住む家や土地、生業を奪われたことに対する賠償方針は確定しておらず、適切な賠償がなされるよう東京電力や国に働きかけることは町として急務だった。住居や教育環境については、避難生活の長期化が鮮明になる中で、生活の拠点をどこに置くべきか迷う町民の不安が反映されている。除染に関しては、「無駄」という町民の声もある中で、国や東京電力が責任を持って実施し、元の環境を取り戻すべきとしている。

中期的には5年後を目標にいわき市周辺に町の拠点を移すことを掲げていた。町が二次避難先とした会津若松市から、仕事の影響や故郷に近い気候風土を求めたいわき市に移動する町民が多くなっていくことを踏まえた方針だ。居住環境を整備し、役場、教育機関も移設するとしていた。並行して、会津若松市に残る町民のための住宅環境整備も進めるとしている。その間、町の除染を進め、帰る環境を整えていく道筋を描いていた。

「第二次復興計画」はそれから2年半後、平成27年3月に策定された。この間、町は避難指示区域再編により、町民の約96%が暮らしていた地域が帰還困難区域となっていた。賠償の方針が次々と決まり、居住制限区域と避難指示解除準備区域では除染が実施された。町の居住地の約3分の1を占める中間貯蔵施設の建設も受け入れた。町に戻れないまま4年が経過し、避難先での生活再建も進んでいた。2年間の変化を踏まえ、計画は「避難先での安定した生活」と「帰町を選択できる環境」の実現を2本柱に据えた。

避難先での生活支援については、町民の避難先分布を基に、会津若松市の出張所を維持するとともに、最も避難町民が多いいわき出張所の拡充をうたった。また、二本松市にあった中通り連絡事務所は郡山市に移転。コミュニティ拠点も会津若松市、いわき市、郡山市の3か所に設置し、町民を集めたイベ



第二次復興計画について議論する検討委員会メンバー

証言 びしょびしょになって寒くて、家に戻って着替えようと思ったときに、「あれ、家ねえんだっけ」って気づいた。とっさに津波で流されたと思いつかなかった。（町民男性、平成23年3月11日、熊川地区で津波にのまれた人を助けた後）

ント開催などにより町としてのつながりの維持を狙った。巡回型の町民イベントも開催し、県外などでの町民活動を支援することとした。

一方で、町土復興に関しては、除染が終了した居住制限区域の大川原地区を復興の拠点とし、復興公営住宅や交流施設、役場庁舎、宿泊施設などを集約したコンパクトな街を整備することとした。さらに、帰還困難区域の中で先行的に除染が進められた下野上地区を「第二の復興拠点」と位置づけ、廃炉、復興に向けた事業者が使う用地や将来的な居住地の確保を見据えている。また、大川原地区を中心に隣接する野上、熊などの地区（いずれも帰還困難区域）も除染するように求め、徐々に町民の活動エリアを拡大していく方針だ。放射線量が高いJR常磐線の東側のエリアについては除染を求める方針を打ち出しつつ、この時点では、線量の高さから土地利用の方針を示すことはできていない。ただし、海水浴場やサケが遡上する熊川があった熊川地区に「復興祈念公園」を整備することを検討している。

復興拠点整備

大熊町が目指す復興の拠点となるのが、町南端に位置する大川原地区だ。居住制限区域の大川原地区は町内でも空間放射線量が低く、除染によってすでに避難指示の目安となる年間積算線量20ミリシーベルト（mSv）を下回っている。震災前は町民の3.3%が暮らしていた町内でものどかな地域で、帰町に向けた拠点整備が進んでいる。

町の交通網は、町を南北に縦貫する国道6号が平成26年9月、常磐自動車道は平成27年4月に開通。避難指示区域を走行することになるが、浜通り地方で復興事業に従事する業者や一時帰宅する町民たちの利便性を考慮した措置だ。大川原地区は常磐自動車道が縦貫し、常磐富岡インターチェンジからは車で4分ほどと、交通面での利便性は高い。

拠点の中心となるのが地区内の約39ha。農地を整地し、西側に役場庁舎、町民が入居する復興公営住宅、宿泊施設、交流施設、商業施設など生活に必要な機能を集約する計画だ。東側を廃炉関連の研究所や事業所などを集積した産業・研究エリアと位置づける。現段階では、帰還する町民を1,000人程度と見込み、研究者や廃炉関係の事業者など町民以外の移住者約2,000人を受け入れ、3,000人程度が暮らす町を想定している。

その周辺ではすでに開発が始まっている。平成27年3月、東京電力は福島第一原発の作業員向けの食事を提供する「福島給食センター」を地区内に竣工。町民も含む約100人の雇用を生んでいる。平成28年には東京電力社員の単身寮計750戸が完成し、7月から順次入居が始まった。町内の避難指示解除はされていないが、特例的に東京電力社員の「夜間滞在」が認められ、町民に先駆けて震災後の町で生活を始めている。周辺的生活環境は整っていないため、東京電力は社員向けの食堂も同時に開設した。

平成28年1月には新たな農地保全管理事業として、福島発電株式会社が大川原地区に建設していた「大



多くの社員が夜間滞在する東京電力単身寮



大川原で稼働したメガソーラー

熊町ふるさと再興メガソーラー発電所」が竣工し、発電が開始されている。約3.2haの農地に太陽光パネル約7,700枚を並べ、最大出力は約2MW、約600世帯分の発電量で二酸化炭素の年間削減量約1,270tと推定する。売電で得た利益の一部は、町が平成31年4月の稼働を目指す植物工場の運営に活用される予定だ。植物工場での生産

品目は、価格が安定し加工もしやすいイチゴに特化。敷地面積は4.8haで、放射性物質による影響を考慮し、土壌を使わない水耕栽培の工場を建設する。また、平成28年度には、同地区の別の農地約15.6haにもソーラー発電所を着工しており、平成29年6月の竣工、7月からの発電開始を予定している。

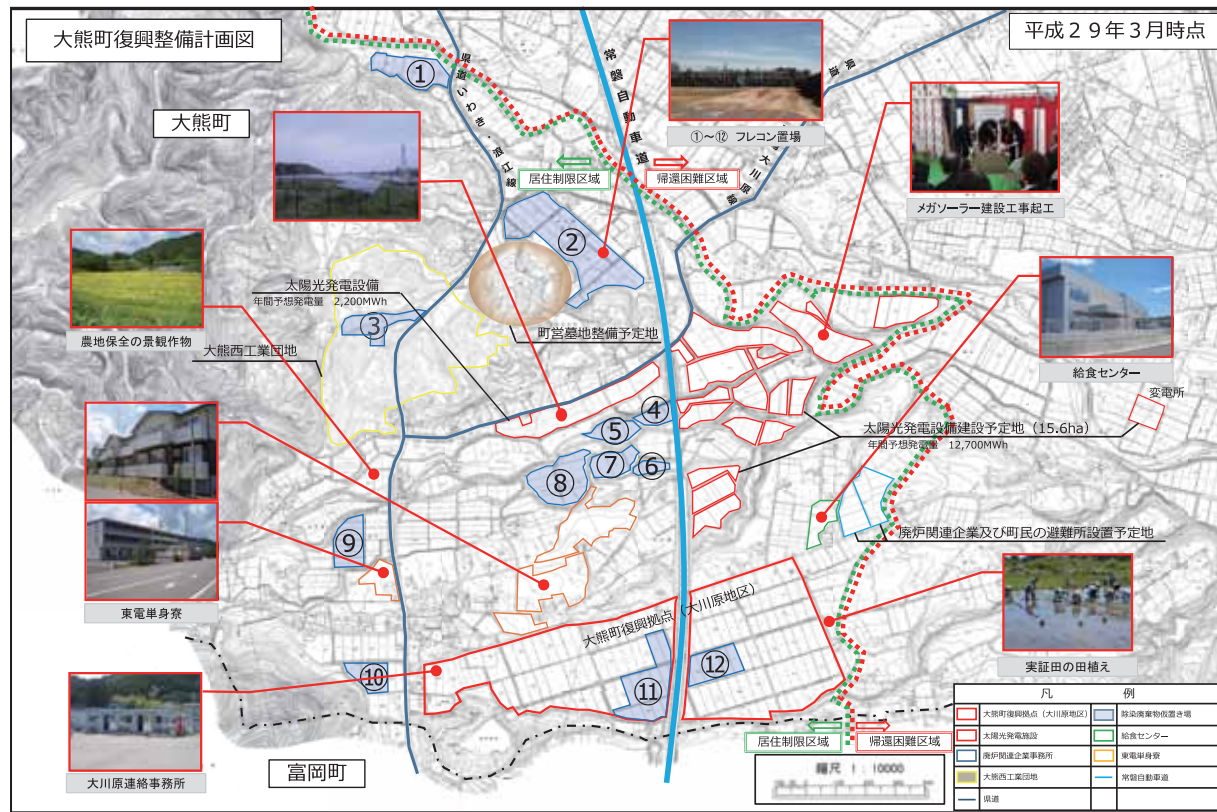
大川原地区では平成30年3月を目標に町営墓地新設の計画も進む。中間貯蔵施設の建設予定地も含め、帰還困難区域内の墓地の移転や住民が墓参しやすい環境の整備が主な目的で、約6haの敷地に当面は600区画の整備を予定している。墓の移転に関しては、まず東京電力社員の立ち会いで遺骨に放射性物質による汚染がないか確認。通常の持ち出し基準である1万3,000カウント毎分（cpm）を超えないことを現場で確かめた上で、スクリーニング場に持ち込み、そこでも基準を超えなければ町外にも持ち出しは可能となっている。

平成28年8月11～16日には、大川原地区と避難指示解除準備区域の中屋敷地区で、町で初めての「特例宿泊」を実施した。特例宿泊は、本来は宿泊が認められない避難指示区域で、盆や正月、彼岸などに合わせて例外的に宿泊を認めるもの。宿泊は申請制になっており、両地区の141世帯383人のうち12世帯34人が避難後初めて自宅で夜を過ごした。特例宿泊にあたって、町は申請者に放射線量計や緊急連絡用の見守り機能付き歩数計を配布。職員も24時間体制で町大川原連絡事務所に泊まり込み、緊急時に備えた。特例宿泊は翌9月の彼岸の時期にも実施された。

平成23年3月12日の全町避難後、4月から会津若松市に置かれてきた町の行政機能は、各地の出張所は維持しつつ、拠点整備に伴い主な機能を町内に戻す予定だ。大川原地区に建設予定の役場庁舎は平成31年3月の完成を目指している。

証言 避難所で知り合いに「何でもいいから書き残しておけ。今書いておかないと人は忘れるから。この経験はちゃんと記録にして残さなきゃならない」と言われた。それで私はメモ程度だけ書くようになった。今、あの時点でそう言えたあの人はすごいなって思う。（町民女性、一次避難中）

大熊町復興整備計画図



し、様々な課題も新しいことに挑戦するからその難しさだと考えています。 役場職員となり4年が経ちますが、今、大熊町役場で私が働いているのは、世界に例のない震災と原発事故を

経験しながらここまで町を繋いでくださったたくさんの方々のおかげだと思っています。これからも家族を含め、周囲の方々への感謝を忘れずに業務に励んでいきたいと思っています。

自分の力を被災地のために



大熊町職員 木内 潤司

東北復興に自分の知識が役立つと、復興局が募集していた被災地への司法書士派遣に手を挙げ、平成26年11月に大熊町の応援職員となりました。平成28年4月からは町職員となり、復興事業課に勤務しています。 宮城県生まれの横浜育ちで、子どものころから長期休暇のたびに仙台市の祖父母のところを訪れていました。それだけに、東日本大震災は私にとってもショッキングな出来事でした。しかし、前年の11月に司法書士の試験に合格したばかりで、震災当時は新人研修中でした。被災地でのボランティア活動などには参加できず、その後、司法書士事務所勤務を経て独立しました。司法書士としての人生を歩み始めた慌ただししい時期でした。でもいつかは被災地のために、そんな思いが心のどこかにあったのかもしれない。 派遣が決まるまで大熊町のことをほとんど何も知りませんでした。ただ、自分が受け持つだろう業務内容は、事前に想像していたものと大きな違いはありませんでした。復興に必要な用地の登記簿を法務局で取得し、地権者を調べ、ご存命かどうか確認し、相続が発生している場合は戸籍謄本等で相続関係を確定させるというものです。相続登記をしていなかったり、一つの土地を複数人

が持ち合っていたりするなど困難なケースも多々あります。司法書士事務所勤務で実務経験を積んだ2年間は、一人の相続について調査し、その相続登記をすることが仕事でしたが、大熊町では一事業に関わるすべての地権者を確定する必要があります。このため、司法書士事務所時代と比べて業務量は大きく増え、私自身の相続登記に関する経験値も相当上がりました。 復興局との契約は最長3年間で、私も3年で横浜に帰るつもりでした。しかし大熊町に勤務して半年ほど過ぎた時、この町で最も司法書士が必要とされる時期は、私の任期終了後に訪れることに気がきました。国からの応援職員では制約が多く、町職員と同等の働きができない難点も気掛かりでした。そこで、職員として司法書士の役割を担いたいと考え、復興局の応援職員を1年前倒して終了し、町職員になるという選択をしました。

遠い将来のことまでは考えていませんが、司法書士としてお役に立てることがある限りは職員を続けたいと考えています。福島第一原発の廃炉作業が進み、あの場所が更地になってから始まる仕事もあるでしょう。大熊町はかつて、原発の誘致により町を発展させてきました。しかし今、町はその原発のため苦境に立たされています。「ゼロ」からの出発ではなく「マイナス」からの出発にならざるを得ません。そうした現状に目を伏せることなく、前を向いて町の発展の一翼を担えるよう尽力し、日々努力していきたいと思っています。

震災を経て、町の職員に

証言 NUMBER 14~15



大熊町職員 井戸川 聖

大熊町役場には平成25年度に入庁しました。まず福祉課に配属され、いわき出張所を経て平成28年度から健康介護課で勤務しています。

震災当時は新潟県内の大学2年生で化学システム工学を専攻していました。大熊町にいた両親の安否を確認し、少し安心しましたが、生まれ育った町が被災したことはとても信じられませんでした。その後、原発事故で全町避難になったと知りまし

たが、幼いころから原発は安全なものだと教えられてきたため、水素爆発の映像を見ましたが避難がこれほど長期化する事態は想像できませんでした。

避難生活を送る両親のことは心配でしたが、当時の自分が避難先に駆けつけても迷惑になるのは理解していましたし、自分にできることは限られていると感じていました。震災前から卒業後は福島に戻るつもりでしたが、この震災を経て、福島で仕事したい、また復興に携わる仕事をしたいと強く思うようになりました。その思いを実現するために、大学で学んだことを活かせるような県内の企業に就職し、外側から復興に携わるか、も

しくは町役場に入って内側から復興に携わるかと悩みました。企業に入るなら大学院へ進学し専門知識を深めるつもりでしたが、町が大変な状況に置かれている今だからこそ、何かできることがあるのではないかと、また家族の近くにいたいのではないかと役場への入庁を決めました。

震災を一つのきっかけとして役場職員になることを望み、かなえることができましたが、入庁してみると制度一つとっても初めて知ることばかりで、毎日仕事を覚えることに必死でした。自分は町の役に立てているのかと考えることもありました。しかし、一つ一つ仕事を覚えていく中で、復興を目指す町の仕事というのは決して派手なものではなく、行政機関として町を維持するための業務、避難先での町民の生活を支えるための行政サービスなど、震災がなくても当然必要とされる業務の積み重ねであるということを学びました。

今、私は配属課の業務の他に、28年度から発足した若手職員を中心に町の復興を考えることを目的とした「ふるさと未来会議」に参加させていただいています。今後の町の復興については、放射線等様々な問題がありますが、この先の復興や町のあり方について考えられることは自分自身のモチベーションの向上に繋がっています。この現状から復活した町は世界中どこを探してもありません。世界一の町を作れるのがこの町のおもしろさです

証言 夜に3km避難指示が出たが、ほとんどの職員は津波に対する避難だと思って、対応できていないと思い込んでいた。国の指示に対して「いやいや俺たちもう避難してるよ」と思っていた。(男性職員、平成23年3月11日夜の3km避難対応について)